

伊達市住生活基本計画（案） 概要

1. 計画の背景・目的

■計画の背景

- 2021(令和3)年3月に国、2022(令和4)年3月に北海道の住生活基本計画が見直され、各市町村においてはこの計画に基づき、個別に「住生活基本計画」を策定し、住宅施策を展開するものとされている。
- 本市では、2019(令和元)年度に「伊達市住生活基本計画」を見直しているが、5年が経過することから、関連計画の整合に加え、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化を踏まえ、住宅政策の基本となる本計画の見直しが必要である。

■計画の目的

- 人口・住宅等に関する現況や総合計画等の関連計画における住宅施策の位置づけを整理し、伊達市における住宅施策の課題を抽出する。
- 住宅の所有形態別の世帯数の推計を行い、本市にふさわしい住宅施策の目標と展開方法を体系化する。

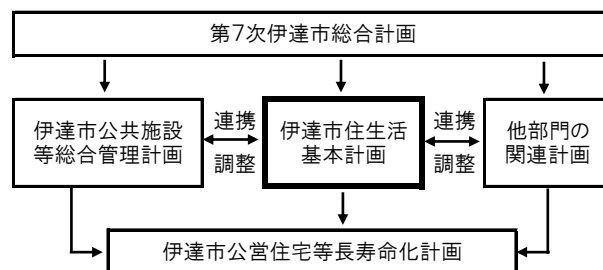
2. 計画の概要

■計画期間：10年間

- 計画期間は、2025(令和7)～2034(令和16)年度の10年間とする。
- 計画内容は、社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、5年ごとに定期見直しを行うものとする。

■計画の位置づけ

- 本計画は、国及び北海道の住生活基本計画と整合を図るとともに、「第7次伊達市総合計画」の住宅政策部門の基本的な方針を示す基本計画と位置付けられる。
- 他の関連計画との連携や整合を図りながら、総合的な住宅施策の推進を図るための計画と位置付けられる。



■基本理念：伊達の魅力（温暖な気候&適度な都市規模）を活かした住みよい居住環境の形成

- 高齢者から若者、子育て世代までの多様な世帯が安心して暮らし続けられる、あるいは移り住みたくくなるような住みよい居住環境を形成していくことを住宅施策の基本理念とする。

3. 伊達市の住宅施策の展開方向

